# 明治三十五年法律第五十号（年齢計算ニ関スル法律） （明治三十五年法律第五十号）

年齢ハ出生ノ日ヨリ之ヲ起算ス

##### ○２

民法第百四十三条ノ規定ハ年齢ノ計算ニ之ヲ準用ス

##### ○３

明治六年第三十六号布告ハ之ヲ廃止ス